平成２７年（フ）第４９８８号
大阪府東大阪市足代３丁目10－５エンペランスＫＡＭＯ三番館503号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市田井西町29番４号
債務者　大谷　智裕
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０９号
大阪府東大阪市荒本新町６番36―410号
債務者　小林　綾夏（旧姓惠森）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３５７号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目８番22―1405号
債務者　西田　和子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３７号
大阪府吹田市五月が丘北１番17―302号
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７号
大阪市住吉区長居西１丁目11番13号　プレスティージュナガイ309号
債務者　安達　孝弘
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６６号
大阪府摂津市正雀本町１丁目29番５号　パル本町301号
債務者　棟方　　崇
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１６号
大阪市旭区大宮４丁目３番15―408号
債務者　西村忠未知
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番28号　あゆみハイツ403号
債務者　日置　慶子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５２号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目３番地の15
債務者　齋藤　政一
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３号
北九州市八幡西区上上津役４丁目３番５―102号
債務者　平井　信吾
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３号
北海道北見市北進町１丁目10番４―25号
債務者　松下　　貢
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
千葉県流山市大字鰭ケ崎487番地の１　ジェネラス南流山605
債務者　八木原道子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６３１号
千葉県柏市十余二313番地173　ルイシャトレ柏の葉キャンパス604号
債務者　木澤　隆之
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７６号
千葉県柏市豊住１丁目１番12号
債務者　丹羽　浩美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３号
千葉県松戸市小山35番地の２　松戸パレス1009号
債務者　安江　昌晃
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２号
秋田県能代市落合字上釜谷地170番地４
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第３号
茨城県日立市末広町２－８―19　ハイフレグランス102号室、住民票上の住所茨城県日立市大久保町５丁目３番11―201号
債務者　森　めぐみ
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで水戸地方裁判所日立支部